

令和7年1月9日

社会福祉士・精神保健福祉士受験対策講座  
受講生各位

社会福祉士・精神保健福祉士受験対策講座  
事務局

社会福祉士・精神保健福祉士受験対策講座の配布教材において下記の通り訂正がございましたのでお詫びのうえ、謹んで訂正させていただきます。

記

第5回直前対策模擬試験 共通科目 解答解説 p 17

問題36の全文を以下内容に差替えて下さい。

- 問題36
- 1 1○ 本肢記述の通りである。本事例において、Jさん本人の所得によっては、障害基礎年金の一部又は全部が支給停止になる場合がある。
  - 2× 老齢基礎年金であれば、10年以上の受給資格期間が必要であるが、障害基礎年金にそのような期間の定めはない。
  - 3× 本事例のように、休日の事故であった場合には、労働者災害補償保険の対象とはならない。
  - 4× 本事例において、Jさんが特別障害者手当を受給できる可能性はあるが、本肢にあるような、未成年の子がいることが支給要件となっているわけではない。
  - 5× 事故発生時に健康保険の被保険者であった場合、傷病手当金を受給することは可能であるが、その受給額は給与の全額ではなく、標準報酬日額の3分の2に相当する金額である。

以上